

令和4年2月25日

利用者各位

山形市市民活動支援センター

山形市市民活動支援センターの当面の施設提供について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染者の状況を受け、3月6日（日曜）までの間を「再拡大（リバウンド）防止特別対策期間」として、引き続き施設の利用人数に制限を設けますので、下記及び裏面の事項についてご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

御利用の際は、引き続きワクチン接種済みの方であっても、マスクの正しい着用（不織布マスク推奨）やアルコール消毒液による手指の消毒等、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

記

1 利用人数

利用区分		利用人数
会議室	高度情報会議室	29人まで
	会議室A	8人まで
	会議室B	10人まで
ミーティングスペース		18人まで
印刷・作業スペース		4人まで

※会議室の予約は、通常どおり、登録団体は会議室を使用する月の6か月前の月初から、登録のない団体は使用する月の1か月前の月初から受け付けます。

※印刷・作業スペースは、混雑を避けるため、原則的に事前予約を受けた方のみの利用とさせていただきます。

2 利用者名簿の提出について

万が一、当センター利用者が新型コロナウイルス感染症を発症された場合、濃厚接触者等の確認を行う必要があるため、利用時に利用者名簿を御提出いただき、状況によっては、記載の個人情報を保健所に提供する場合があります。他の利用者や、その周囲の方々を守るための対応ですので、御理解と御協力をお願いします。

なお、個人情報については、新型コロナウイルス感染症拡大防止以外の目的で使用しません。

3 飲食について

水分補給や休憩中の飲食の際は、「相席を避ける・対面にならない・マスクを着用していない時は会話を控える・会話する場合はマスクを着用する」等の感染防止対策を徹底してください。

4 その他

- ・ 毎利用後、職員がアルコール消毒液による清拭を行ってから次の利用者を案内しています。
- ・ 換気のため、使用している会議室の空調は常時起動をお願いしています。
- ・ 咳や発熱など感冒の症状のある方の利用はお控えください。
- ・ 今後の感染状況により、更なる利用制限や臨時休館になる可能性があります。その場合は、既に許可証が交付済であっても利用制限や利用中止となりますので、あらかじめ御了承ください。

[お問い合わせ先]

山形市市民活動支援センター 山形市城南町一丁目 1-1 霞城セントラル22階 電話(023)647-2260